

住民実態調査にご協力を (11月1日調査開始)

「住民登録法」が施行されてから、今年でちょうど10年になります。施行当初はともかく、最近は法に対する関心も高まっておりますが、まだ充分とはいえないようです。

この法律では、他の市町村から転入してきたとき、または市内で住所を変更したとき、あるいは住民票の記載事項に変更があったときは、14日以内に住所地の市町村役場へ届出をしなければならないことになっております。

住民のための行政が、公平に、効果的かつ能率的、経済的におこなわれるためには、まずもって、住民の実態を完全に把握しなければなりません。

このため、市では、11月1日を期して全市一齊に登録関係をはじめいろいろの行政資料を適確に整備するための住民実態調査をおこなうことにいたしました。これにあたる調査員には、市長が発行する「住民実態調査調査員証」を携帯させておりますので、調査員が、お宅を訪問しましたときは、よろしくご協力下さるようお願いいたします。

◎住民登録はなぜ必要か

住民登録法の第1条に「市町村において住民を登録することによって、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする」とあります。このように、住民登録が完全におこなわれていれば、市町村における行政事務の大部分が適正で簡素におこなわれることになります。

◎わずかな身勝手が他人に迷惑をかける

就職や進学、許可や免許、その他私たちの生活上、いろいろなことで添付書類として必要な住民票の謄抄本や記載事項証明（居住証明）、印鑑登録、また国民健康保険への加入など、現実に住民登録をしていなければできないものがたくさんあります。また選挙資格についての居住関係を公証するにも住民登録が必要です。自分は、いや自分の家ではそんなものは関係ないから……と思っている人もいるかもしれません、それは違法であるばかりではなく、大変はた迷惑をかけることになります。

たとえば、急に印鑑証明が必要になり市役所の窓口を訪れたとします。住民登録をしていないから、むろん印鑑登録をしておらない。そこでまず、住民登録の手続きをしなければならない。届出書をつくるのに転入してから長い期間がたっているので、前居住関係が思い出せない。ようやく届出書を提出して住民票を作成する。世帯台帳をつくり、世帯名簿に記載して世帯番号をつける。それから印鑑登録申請書を書いて登録してから交付申請をする。窓口にはお客様が多い。特に月曜日や土曜日は混みあうので前もって届けている人は、待つ間もなくすぐにできるのだが、こんな人が間にはいることによって他の人も待たされることになる。このように大変迷惑をかけることになります。また、国民健康保険の場合は、他の社会保険に加入している人以外は法律によって加入しなければならないことになっている。だが、自分は病気などしないといって入らない人もいる。世帯によっては、均等割だけのわずかな保険税

で安心していられるものを加入しないでいて、さて思いがけなく子供が病気になったり怪我をし、全額自己負担ではどうにもならないので、はじめて市役所の窓口を訪れるということになる。国民健康保険も一種の共済事業であるから、こんな人が多ければ成り立たない。このため、みんながその能力に応じて公正に負担すれば、保険事業も円滑に運営できるようになる。

こうしたわずかな身勝手が、他の多くの人に迷惑をおぼしますので、お互に注意いたしましょう。

◎登録が完全でないと無駄が多くなる。

選挙人名簿をつくるために、有権者の実態調査をする。税の賦課にまた別に調査をする。各課各様に事務上の必要から戸別調査をおこなうとしたら、この位不経済なことはありません。これらの調査の中には、住民登録の届出が完全であれば必要としないものがたくさんあります。

また登録してあっても、世帯の位置を知る必要もでてきます。新市域では、この点あまり問題はないが、町内名と字地名番地の入り組んでいる市街地では、名前と所番地だけでは、通知書の配布のしようがない場合もある。これは、住居団面が完全でないためで、これなども実態調査で明確にする必要があります。

◎調査と異動の届出にご協力下さい。

以上、いくつかの例でもおわかりのように、このような無駄をはぶき、これに注ぎ込まれてきた職員の労力を、市民のみなさまのサービスに向け、その経費を投資的事業にふりむけることによって、能率的かつ効果的に行政事務をおこなうことができますので、この度の住民実態調査と、今後の異動を市役所へ申出されるよう、ご協力願います。

みんなで住みよい郷土の建設に

大館市と簡易保険

ことしほは、郵便局の簡易保険と郵便年金積立金の運用を再開してからちょうど10年目にあたります。郵政省では、これを記念して10月1日から、「簡易保険週間」を皮切りとして、全国的にいろいろの行事をおこなっております。ご承知のように、簡易保険、郵便年金の積立金は、一口一口の保険契約、年金契約の保険料と掛金が積立てられたもので、これを郵政省が政府関係機関（国鉄、電信・電話公社、住宅金融公社、住宅公團、国民金融公庫）または市町村の学校や道路、橋、水道等わたくし達の日常生活と直結した多くの施設に融資され、明るい豊かな文

化的生活の設計に役立っております。

大館市においても、都市計画施設のほか義務教育費などについて多額の融資を仰ぎ、3月末現在で36件、総額11.325万円の融資を受けて市民のみなさまのお役にたってまいりました。

このように運用されている簡易保険の積立金は、全国で9,000億円をこえ、年々増加していることは、みなさま方のご協力の賜と感謝しております。

しかし、戦後ご加入いただいた短期の契約は、本年から昭和41年までのあいだにほとんど満期、満了となります。これはまことにおめでたいことではあります

が、反面、積立金の運用原資に相当影響を与える結果となりますので、郵政省では、9月1日から12月15日までを「簡易保険新加入運動」期間とさせ、目下増募運動を県、市町村の協力のもとに展開しております。

生活の安定をはかり、暮らしの内容を充実させるためにこの簡易保険に加入されるとともに、すでに加入していただいている方でも、最高額(50万円)まで追加加入していただいて、長期安定資金の貯蓄と公共投資に寄与していただきたく、郵便局からみなさまのお宅に参上いたしました際は、何分のご協力をお願ひいたします。

なお、郵政省では、簡易保険積立金運用再開10周年を記念し大館郵便局を通じて市へいちょうの木を贈り、市では桂城公園へ植樹しました。